

# 実務経験者に対する講習制度（案）に対する意見公募要領

令和7年12月25日  
経済産業省商務情報政策局  
サイバーセキュリティ課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

### （1）実務経験者に対する講習制度の創設について

情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）には、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第23条に基づき、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（以下「機構の講習」という。）又は機構の講習と同等以上の効果を有するとして経済産業省令で定めるもの（特定講習）を受講する義務が課されています。これは、サイバーセキュリティ分野で必要とされる知識が技術の進歩により変化している中、支援士にはサイバーセキュリティの専門家として、その知識や技能を最新の状態としておくために、講習を受講して必要な知識や技能を習得することが求められるためです。

現在、機構の講習は、サイバーセキュリティやサイバー攻撃に関する知識及び支援士として求められる責務や倫理に関する知識の習得をオンライン形式で受講する講習（以下「オンライン講習」という。）と、サイバーセキュリティに関するインシデント発生時の対応、企業におけるサイバーセキュリティ対策の強化策などの知識や技能の習得を実践的な方法で受講する講習（以下「実践講習」という。）で構成されています。

上記のオンライン講習及び実践講習は、支援士の資格を取得したばかりの者も対象とした講習であるため、基礎的なことから実践的なことまで幅広い内容としているものですが、一方で、支援士の中には、民間企業等の中でセキュリティ人材として活躍する者も少なからずおり、実際に、ITシステム・サービスのセキュリティに関する運用管理業務、サイバーセキュリティ管理体制の構築業務、インシデント対応業務などに就いている者が数多くあります。そして、これらの対応業務に就いている支援士は、実践講習で得られる知識や技能と同等以上の知識や技能を、これらの対応業務を通じて得られている実態があります。

そこで、このような講習制度や支援士の実態を踏まえて、実践講習で得られる知識や技能と同等以上の知識・技能を実務経験から得ている支援士を対象とした新たな講習制度を創設することとしました。具体的には、実践講習で得られる知識や技能と同等以上の知識・技能を習得している支援士にあっては、オンライン講習の受講のみで、支援士として必要な知識・技能を習得できるので、当該支援士が受講する講習をオンライン講習のみとする、新たな講習制度を設けることとします。

本制度の創設にあたっては、登録事務規程に具体的な運用を定める規定を設けるほか、実務経験者に対する講習制度の判断基準となる実務要件についても定める予定です。

### （2）意見公募について

以上を踏まえ、実務経験者に対する講習制度の創設にあたって、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

実務経験者に対する講習制度（案）

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

（東京都千代田区霞が関 経済産業省3階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年12月25日（木）～令和8年1月24日（土）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)  
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：[bzl-risskousyuu@meti.go.jp](mailto:bzl-risskousyuu@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「実務経験者に対する講習制度（案）に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断

される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

**「実務経験者に対する講習制度（案）」に対する意見**

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス] ]	
[御意見] <ul style="list-style-type: none"><li>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）</li><li>・意見内容</li><li>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</li></ul>	